

最近の債権者保護手続の傾向と問題点

登記実務
からの考察

司法書士
電子公告調査株式会社 代表取締役 土井万二

・商業・法人登記・

1 はじめに

筆者は、司法書士の傍ら法務大臣登録の電子公告調査機関と官報の取次所（代理店）業務の会社を運営している。官報の取次所は、今年4月から始まった業務であるので、試行錯誤しながら新規の取次所として悪戦苦闘している。

日々、電子公告と官報公告を取り扱っている中で気付いた最近の債権者異議手続について、私見を述べてみたい。

2 電子公告調査

電子公告調査とは、インターネットに掲載された法定公告について、そのファイルが掲載されているかどうかの事実をコンピュータが確認し、その報告書である「調査結果通知書」を依頼者に発行することである（電子公告規則7条）。合併等の債権者異議申述公告や株券提出公告の場合には、その「調査結果通知書」は商業登記申請書の添付書面となる。よく法定公告文面が法律に適合しているかの証明をすることと勘違いされるが、そのような権限はなく、単に掲載の事実証明をしているにすぎない。

しかし、電子公告を実施する限り、適正な公告を実施していただきたいので、電子公告調査機関の義務ではないが、実施会社の登記情報をインターネットで取得し、かつ上場会社の場合は公開されている適時開示情報や有価証券報告

書などの情報を取得し、公告すべき事項が網羅されているかどうか、また、会社法や法務省令と照らしながら、公告根拠法令の条項が適切かどうかについてコンサルティングを実施している。そこで公告文面、公告根拠法令の条項に不備や誤りを見つかった場合は、実施会社に対してアドバイスをしている。このように日々公告文面を見ていると様々な問題や疑問に接する。

3 官報取次

官報は、独立行政法人国立印刷局発行の国の機関紙である。掲載するためには全国各都道府県の県庁所在地にある官報販売所兼取次所47社と取次所14社のいずれかを通して依頼をしなければならない。

会社法に関連する公告に関しては、原則、文字だけの場合は、本紙に縦書きで掲載され、枠付きの決算公告などは号外に掲載される。厳格な表記のルールや印刷局への入稿の期限がある。取次店は、掲載依頼文面をルールに従って編集し、掲載ゲラを作成する。そして依頼者に掲載ゲラの了承を得て、期限までに入稿し、掲載日に掲載されたことの確認まで、間違うことなく業務を行わなければならない。掲載されるべき日に掲載されないとミスは許されない。当初、原稿を印刷局に流せばよいだけと思っていたが、いざ始めてみると掲載の字送りなど慣習上のルールがある。これまで司法書士

として出稿する側の立場だったので知らなかつたことが多くあった。

4 債権者保護手続の傾向

債権者異議申述公告（吸収合併、吸収分割、資本金の額の減少など）の場合は、会社の定款で定めた公告方法に関係なく、必ず官報で公告をしなければならない。定款で定めた公告方法が電子公告又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の場合は、官報のほか定款規定の公告方法による公告を実施すれば、知れている債権者に対する各別の催告は、することを要しない。上場会社や債権者が多数の場合には、催告漏れの危険性や催告手続の煩雑さを考慮して、この二重公告を実施する場合が多くなっている。また、上場会社の90%以上は定款規定の公告方法が電子公告となっている。

ここでは、債権者異議申述公告について傾向と問題点について考察してみたい。

電子公告調査は、例年2月と8月が多く開始される傾向がある。それは、組織再編行為の効力発生日として4月1日が最も多く、次に10月1日が多いことに関連している。債権者異議申述公告は、その申述期間が1か月を下ることができず、効力発生日の1か月以上前から開始される。そのため4月1日効力発生の債権者異議申述公告は2月に、10月1日効力発生の債権者異議申述公告は8月に開始されることが多いのである。

では、官報公告はではどのような傾向であろうか。平成30年4月1日が効力発生日の債権者異議申述公告が多く掲載されたであろう平成30年2月の官報における債権者異議申述官報公告の数を数えることにした。その結果は、2月上旬の割合を1とすると、中旬はその2倍、下旬

はその3倍掲載されていたことが判明した。なぜ、月の下旬に多くの公告が掲載されるのだろうか。それは債権者異議申述公告は効力発生日直前までに異議申述期間を1か月間とればよいと考えている人が多いからかもしれない。

5 債権者保護手続とその開始時期

債権者異議申述公告とともに催告を行った後の手続では、「債権者が第二項第四号の期間（筆者注：債権者異議申述期間）内に異議を述べたときは、存続株式会社等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない」（吸収合併存続会社の場合、会社法799条5項）と規定されている。債権者異議が1名でも出た場合は弁済等の手続が必要となる。そして弁済等を効力発生日前日までに実施したことを証する書面が登記の添付書類となる。しかしながら、効力発生日の数日前に異議が出た場合、その対処が困難となり、もし対処できない場合は効力発生日に効力が生じないことになってしまう。効力発生日の1か月前直前に公告及び催告を開始すると、このような事態が生じかねない。最近、この点の理解が不十分な傾向がある。

平成30年2月の官報で4月1日を効力発生日とするであろう債権者異議申述公告が、最も多かったのは27日であり、その次は26日であった。債権者異議申述期間の末日から効力発生日まで数日しかないことになる。また、2月28日（月末）掲載の債権者異議申述公告も約80件あった。この場合は、文面を「本公告掲載の翌

日から1か月以内」としなければならず、債権者異議申述期間は、翌日の3月1日から1か月後の3月31日となる（民法140条）。もし31日に債権者異議が出た場合、その日のうちに弁済等は可能であろうか。

債権者異議が出た場合に備えて、その弁済等の手続の時間的余裕があったほうがよいであろう。筆者の場合、司法書士として債権者異議申述公告を伴う組織再編行為や資本金、準備金の額の減少の手続を依頼された場合は、効力発生日の2か月弱前の公告をアドバイスしている。

また、債権者異議申述期間の末日が祝日、日曜日に当たる場合は、その末日の翌日をもって満了する（昭43・10・2民甲第3018号通達）ため、末日が祝日又は日曜日であった場合は次の平日まで延長されることに注意が必要である。

月末の日に債権者異議申述公告を掲載し、「本公告の掲載の翌日から1か月以内」とした場合、異議申述期間は月の1日から末日となる。この末日がカレンダーの関係で日曜日になると、翌平日まで期間が延長され、1日には効力が発生しない。この実例を、官報検索サービス（有料）を利用して調べてみたところ、1日を効力発生日として公告文に記載されていた実例だけでも、過去5年間に15件あった。これらの公告は異議申述期間の末日が1日になり、予定していた効力発生日に債権者異議申述期間が終了していないことになる。法的には無効な公告になったと思われる。

6 末日が1月1日～3日の場合

では、債権者異議申述期間の末日が年始の場合はどうであろうか。1月1日が末日の場合はその日は祝日であるので1月2日（平日と仮定）が末日であろうか。1月2日が平日であつ

ても末日にはならない。この点につき1月2日又は3日が末日に当たる場合は、1月4日（平日と仮定）が末日となり、1月5日以降しか効力が発生しない。1月4日が日曜日の場合は翌平日まで末日が延長される。国民生活の実態を考慮すれば、1月2日、3日は民法142条にいう休日に該当するものと考えられる（東京法務局商業登記研究会編『商業法人登記速報集』（日本法令、1996年）330頁）。

7 二重公告の申述期間

官報と電子公告を併用して債権者異議申述公告を実施する場合の問題点については、拙稿「債権者保護手続における二重公告について」（本誌591号10頁）で記述した。その記事中、官報の掲載日と電子公告の掲載開始日についての問題を提起した。債権者異議申述公告の文面中、債権者異議申述期間について「本公告掲載の翌日から1か月以内」とした場合は、同日に掲載しないと、債権者異議申述期間が一致しないため混乱が生じることを述べた。

しかし、実例では同時に実施されない場合もあり、この場合でも、債権者異議申述期間を二重公告の期間全体と捉え、登記は受理されている傾向がある。

8 官報公告と催告書の申述期間

二重公告をしない場合、つまり官報と催告書発送の手続をした場合はどうであろうか。

吸収合併存続会社の手続を例にすると、吸収合併事前開示書面の吸収合併契約備置開始日について「公告の日又は…催告の日のいずれか早い日」との規定がある（会社法794条2項3号）。つまり、債権者異議の手続において、公告と催告の日とが同一である必要性はない。公告と催

告書の発送日とが違う場合を規定していると考える人もいるが、催告の日とは催告書が債権者に到達した日（隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じる。民法97条1項）を意味するのであり、公告と催告書到達の日とが異なってもよいと解するべきで、催告書の到達日から1か月間の異議申述期間を設けなければならないのではないだろうか。実務では、公告と催告書の発送の日とが同一である場合が多く、文面も申述期間を「本公告掲載（本催告書）の翌日から1か月以内に」としている。この場合は、登記は受理されている。本来、催告書は債権者に到達した日が催告の日であるので、公告より催告書の発送を数日早めて、催告書には、申述期間の末日を官報の期間の末日と合わせて「〇年〇月〇日まで」と記載するほうが正しいのかもしれない。また、実例として、公告及び催告書で申述期間を「〇年〇月〇日までに」と1か月プラス数日を記載する方法があり、この場合、公告の日に催告書の発送が可能になる。

9 貸借対照表のアドレス

まず、債権者異議申述公告では、当事会社の最終事業年度の貸借対照表の開示状況を記載しなければならない。定款規定の公告方法が電子公告の場合は貸借対照表の開示状況をURL（インターネットアドレス）で記載しなければならない。この時どのようなURLを記載するかであるが、貸借対照表そのもののpdfアドレスを記載している場合がある。しかし、これは誤りで、会社法、法務省令の条文を細かく追っていくと正確には登記アドレス（登記情報の公告方法に記載されているアドレス）を記載しなければならない。

また、今年になって、インターネットのセキュリティ向上のため、SSL通信（パソコンとサーバ間の暗号化通信）を全ページに適用する企業サイトが激増している。登記アドレスが、「https」で始まっている場合は、「s」を忘れず記載しなければならない。この「s」漏れが激増している。

10 訂正公告

公告に誤りがあった場合はどのように対処すればいいであろうか。訂正公告については記述された文献がほとんどないので、ここでまとめておきたい。記載のあるものとして土井万二＝鈴木浩巳共編『最新会社公告の手続と文例』（新日本法規出版、2005年）101頁（Q36）がある。

官報の場合、掲載依頼者による誤りの場合は、訂正公告を別途依頼することになり、その訂正された時に正しい公告がされたものとして取扱われている。（昭44・8・15民四第733号回答）債権者異議申述公告の場合は、債権者異議申述期間内に掲載する必要があり、添付書類として当初の公告と訂正公告を提出する。

電子公告の場合は、訂正公告の規定、通達、先例はない。登記が必要な場合は速やかに法務局と相談することが望ましい。

11 おわりに

催告は意思表示であり到達主義であることにによる期間や二重公告における異議申述期間が異なる場合などについて明確な解釈があるわけではない。債権者異議手続について、ここで検討した事項については問題提起であり、従来の慣習により登記は受理されている。

本稿が、公告や催告実施時の参考になれば幸いである。
(どい まんじ)